



衣類の資源循環システム構築に向けた現状

環境省

令和7年10月



1. 衣類の資源循環システム構築に向けた検討の状況
2. 衣類の「回収」に関する現状
3. 衣類の「分別・繊維再生」に関する現状
4. 衣類の「設計・製造、販売」に関する現状

1. 衣類の資源循環システム構築に向けた 検討の状況

衣類の資源循環の意義・必要性

- 繊維製品は、原材料調達～製造～利用～廃棄の過程で多くの温室効果ガスを排出し、化学物質の使用や水資源の消費、合成繊維由来のマイクロプラスチックの海洋流出等の環境負荷をもたらすことから、**大量生産・大量消費・大量廃棄から脱却し、循環経済を実現していくことが不可欠**である。
- 環境省の調査では、衣類から排出されるCO₂が95百万トン、水資源の消費量は83.8億m³と推計されている。

国内に供給される衣類の製造に関するネガティブインパクト

CO₂排出



- 国内に供給される衣類から排出されるCO₂（原材料調達から廃棄まで）は**95百万**トンと推計、これは、世界のファッション産業から排出されるCO₂の**4.5%**に相当
- うち原材料調達から輸送までが全体の**94.6%**を占める
- 国内において排出されるCO₂排出量は**9.7百万**トン（我が国の総排出量の**0.8%**）



水質汚染



- 最大**80%**の排水が適切に処理されずに環境に放出されている他、繊維加工の各段階から化学物質を放出する可能性がある、との報告がある

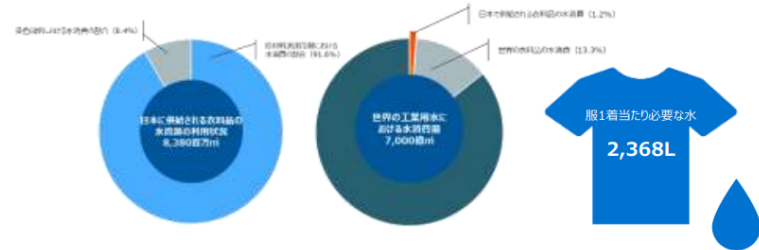
※水質汚染、生物多様性については途上国における一次データがなく定量的な汚染状況の把握は困難であった
出所：株式会社日本総合研究所作成

（出所）環境省「令和2年度 ファッションと環境に関する調査業務」報告書概要

水消費



- 国内に供給される衣類の生産に必要な水の量は**83.8億**m³と推計され、これは、世界のファッション産業で消費される水の**9.0%**に相当
- うち原材料調達段階が**91.6%**を占める
- 服1着生産するに当たり必要な水は**2,368**リットルと推計



生物多様性

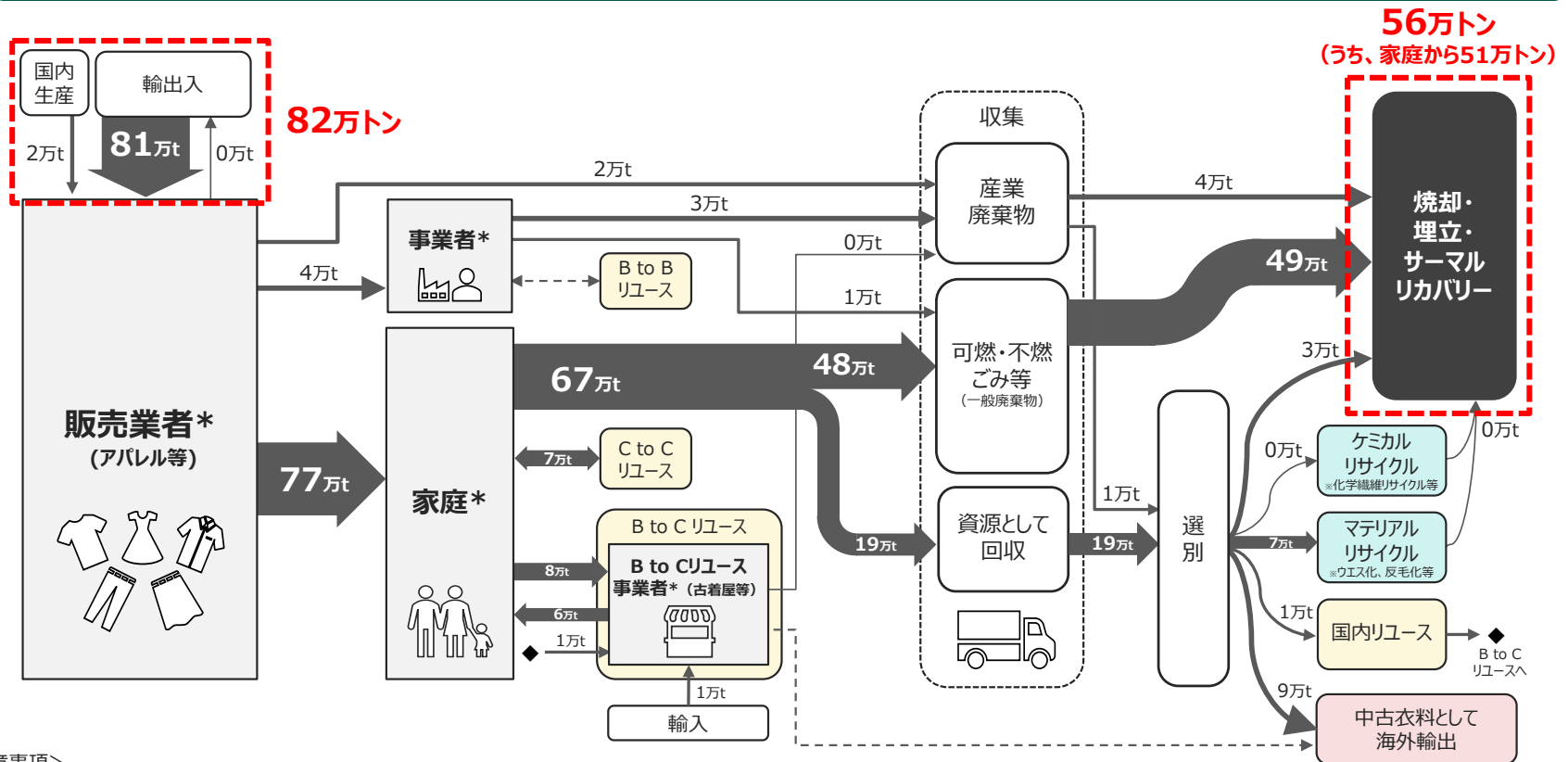


- レーヨンやビスコース、モдал等植物性の素材について、森林への影響があるとの指摘がある

衣類の循環の現状（マテリアルフロー）

・環境省では、2024年における衣類のマテリアルフローを作成している。衣類の国内新規供給量は計82万トンに対し、約7割に相当する計56万トン（うち、家庭から51万トン）が手放され、焼却等により処理されていると推計。

2024年版 衣類のマテリアルフロー

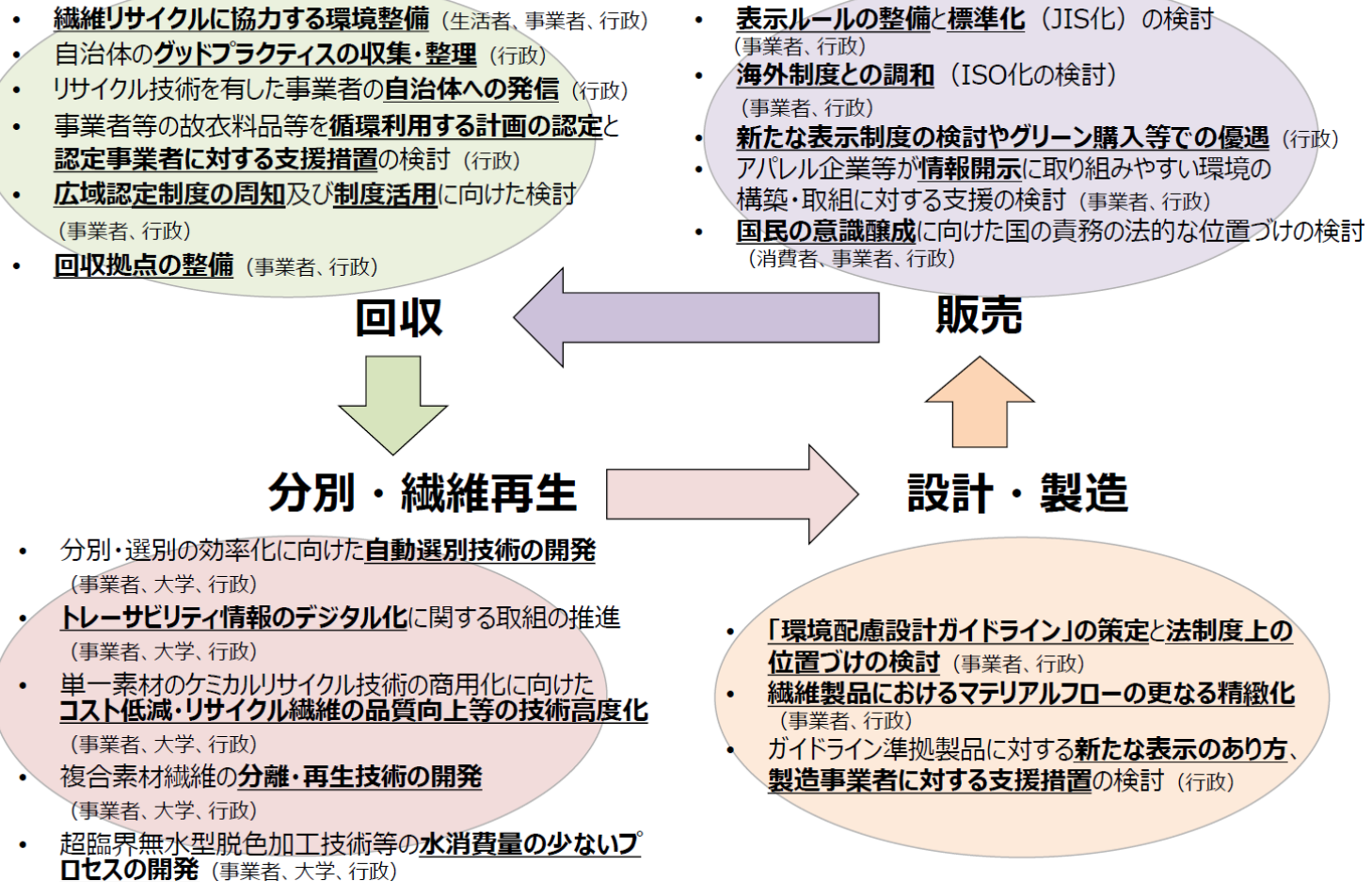


- <留意事項>
- ※ 本フローは、2024年時点で把握可能な最新データを用いて作成されており、「2024年に作成されたフロー」という位置づけである。必ずしも、2024年時点の実情が反映されたものでない点に注意が必要である。
 - ※ 「*」印のついた主体に投入された衣類は、在庫・使用・退蔵等を理由に一定時間ストックされた後、排出されるため、推計対象年におけるインプットとアウトプットの値は一致せず、その差分がストックの年間増加量/減少量となる。
 - ※ 「C to C リユース」とは、親類や友人への譲渡、バザー、フリーマーケット（オフライン）、フリマアプリ、ネットオークションを指す。
 - ※ 「資源として回収」とは、一般廃棄物（資源物）としての廃棄、下取り・店頭回収・集団回収への排出を指す。
 - ※ 点線（--->）は値が不明なフロー。
 - ※ 各合計値は、四捨五入の関係で和が一致しない場合がある。

資源循環システム構築に向けた政策の検討状況 1/2

- ・経済産業省と環境省が設置した「繊維製品における資源循環システム検討会」（2023年1月～9月）において、繊維製品の資源循環システム構築に向けた課題と取組の方向性が取りまとめられた。

繊維製品の資源循環システム構築に向けた課題と取組の方向性まとめ



資源循環システム構築に向けた政策の検討状況 2/2

- 「繊維製品における資源循環システム検討会」の検討結果を踏まえ、2024年6月の産業構造審議会 製造産業分科会 繊維産業小委員会の間とりまとめにおいて、「繊維製品における資源循環ロードマップ」が示された。
- 本ロードマップにおいて、2030年度をターゲットイヤーとし、「**家庭から廃棄される衣類の量を2020年度比で25%削減**」することが、目標として掲げられた。家庭から可燃ごみ等として廃棄される衣類を削減（リデュース）し、排出される衣類は適切に資源として回収し、**リユース/リサイクル**に回すための方策を検討することが必要である。

繊維製品における資源循環ロードマップ[○]

2040年度の資源循環システムの構築、適量生産・適量消費の達成を目指し、そのためのKPIを設定。まずは、それぞれの項目で2030年度をターゲットイヤーとした個別目標を達成していく。

衣料品の回収量の増加に向けた制度整備

- 自治体や事業者のグッドプラクティスを収集・整理（環境省）
- 脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進（環境省）

家庭から廃棄される衣類の量の2020年度比
25%削減

資源循環システム構築に資する技術基盤の整備

- 選別・分離・再資源化技術開発 → 複合素材繊維の選別・分離・再資源化にむけた実証研究 → 事業化
- リサイクルプロセスの環境負荷低減

手放される衣料品のうち、繊維to繊維リサイクルで
5万トンを処理

繊維製品における環境配慮設計の推進

- 環境配慮設計の国内規格（JIS）化の推進 → 国際規格（ISO）化の推進
- グリーン購入法特定調達品目での対応を通じた環境配慮設計製品の公共調達での普及
- LCA・CFP算出手順書の整備 → 大学・試験研究機関等における人材育成・技術指導支援

環境配慮設計ガイドラインの企業普及率
80%

アパレル産業における情報開示の推進・グリーンウォッシュ対策

- 「情報開示ガイドライン」策定・取組の推進 → 取組状況の確認・更なる取組の検討
- 環境配慮設計製品の表示方法・評価方法の検討 → 方法の決定 → 表示・第三者評価の運用開始
- 消費者教育・意識醸成の推進

国内主要アパレル企業の情報開示率
100%

参考：欧州における対応の方向性

- ESPR施行（未使用繊維製品の廃棄禁止、環境配慮設計の要件化、リサイクル繊維等の定義、DPP等）
- CSRDに基づく情報開示の義務化

「持続可能な繊維戦略」ターゲットイヤー

2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2040（年度）

循環型繊維・ファッションに関するG7アジェンダ（G7ACT） 1/2

- 2024年4月にイタリアで開催されたG7気候・エネルギー・環境大臣会合のコミュニケにおいて、G7資源効率性アライアンス（G7ARE）※¹に対して、「共通かつ自主的な循環型繊維・ファッションに関するアジェンダ」を2024年末までに策定を求める旨が記載された。
- これを受け、2024年12月5日にローマで開催されたG7ARE会合において、循環型繊維・ファッションに関するG7アジェンダ（G7ACT※²）を策定。今後、**本アジェンダを踏まえた継続的な議論が、G7の場において行われる見込み。**

6つの課題に関する具体的な課題と可能なアクション

●課題1：製品及び素材の長寿命化

<具体的な課題>

- 繊維製品由来のマイクロプラスチック等の汚染のリスク、非循環型ビジネスモデルによる低品質繊維製品の大量生産及び低価格化の助長、繊維製品の生産・消費による環境への悪影響に関する知見の欠如 等

<可能なアクション>

- 非規制型の枠組みや政策手段による繊維製品の分別回収・分別・再利用・修理・リサイクルの促進、修理サービス等の循環型ビジネスの拡大促進、製品の耐久性の向上に資する職人等の支援、有害物質の代替品使用の検討、G7における循環型デザインに関する優良事例の共有、地域のサプライヤーやブランドからの生産増加の奨励 等

●課題2：バリューチェーン全体における製品・素材の持続可能性と循環性に関する明確性・透明性

<具体的な課題>

- データ要求と認証のコスト高、様々な持続可能性指標・基準の乱立、強制労働、サプライチェーンの透明性

<可能なアクション>

- バリューチェーン全体の透明性と追跡可能性の向上、循環性等に関する明確で効果的な情報の消費者への提供、循環性等の簡易に情報共有するための自主基準の共同開発等、既存の繊維認証を活用したサプライチェーンのデューデリジェンス促進 等

（出所）環境省「循環型繊維・ファッションに関するG7アジェンダ（G7ACT）について」（<https://www.env.go.jp/council/content/03recycle03/000293461.pdf>）を基に作成

（※1）The G7 Alliance on Resource Efficiencyのこと。2015年に設立され、産業界、公的部門、研究機関、学界、消費者、市民社会等の関係者とともに、G7国間で循環経済や資源効率性に関する優良事例を共有し、連携していくためのアライアンス。循環経済におけるG7の合意形成の場。（※2）G7 Agenda on Circular Textiles and fashion

循環型繊維・ファッションに関するG7アジェンダ（G7ACT） 2/2

6つの課題に関する具体的な課題と可能なアクション（続き）

●課題3：革新的な素材、リサイクル素材及び効率的な生産プロセスについての市場への普及

<具体的な課題>

- ・革新的なリサイクル材等についての市場需要の不透明さ、二次原料の物流の不足、リサイクル材のコスト高 等

<可能なアクション>

- ・リサイクル等についての革新的な生産プロセスや物流に対する産業政策支援、バイオベースや循環型材料等の研究開発投資、持続可能で環境に優しい公共及び民間調達に関する好事例の共有 等

●課題4：循環型ビジネスモデルへの移行をはばむ経済的障害

<具体的な課題>

- ・過剰生産やストックの投棄・焼却を助長する現行ビジネスモデル、ファストファッションを好む消費者の習慣と、価格に反映されない環境と社会への悪影響

<可能なアクション>

- ・持続可能で循環型の繊維・ファッション製品への消費者行動の転換、グリーンウォッシュ対策のための消費者への情報提供 等
- ・持続可能な繊維・ファッション製品がより売れる市場の実現促進、EPR制度の好事例共有、リサイクル材の起源・供給源確保 等

●課題5：使用済み繊維製品及び繊維廃棄物の循環性におけるギャップ

<具体的な課題>

- ・不十分なインフラ、循環のための取引繊維廃棄物に関する情報の不足、途上国等の関係者が問題解決へ関与することの制限

<可能なアクション>

- ・繊維廃棄物の処理・リサイクルのための技術・インフラ・能力開発支援、使用済み繊維製品や同製品の市場監視の強化
- ・使用済み繊維製品等の取引の持続可能性向上のための議論と取組支援、協力国への繊維廃棄物の利用と再利用の能力開発支援 等

●課題6：持続可能でない原材料の代替

<具体的な課題>

- ・持続可能材料の経済的インセンティブ、持続可能な繊維原料等へのアクセスの不足 等

<可能なアクション>

- ・研究・イノベーションへの投資、企業レベルの情報開示に関する官民対話の促進
- ・ブランドと小売業者の協力を促進、共通の理解を得るためのG7間の対話の実施、リサイクル原材料使用と自発的相互承認の奨励

環境省 使用済衣類回収のシステム構築に関するモデル実証事業

- ・環境省では、令和5年度より「**使用済衣類回収のシステム構築に関するモデル実証事業**」を実施。
- ・令和7年度は7団体を採択し、令和7年12月19日を期限として実施中である。

令和5年度・令和6年度 実施団体

年度	実施団体（5団体）	年度	実施団体（6団体）
R5	愛知県豊田市	R6	東京都中央区
	学校法人山内学園香蘭女子短期大学		愛知県蒲郡市
	京都府京都市		ゼンドラ株式会社
	株式会社京葉十二社広告社		特定非営利活動法人とよなか市民環境会議アジェンダ21
	株式会社BIG EYE COMPANY		エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
			JGC Digital株式会社

（注）令和6年度は、特に子ども服や制服等の衣服の回収を想定

令和7年度 採択団体・採択事業

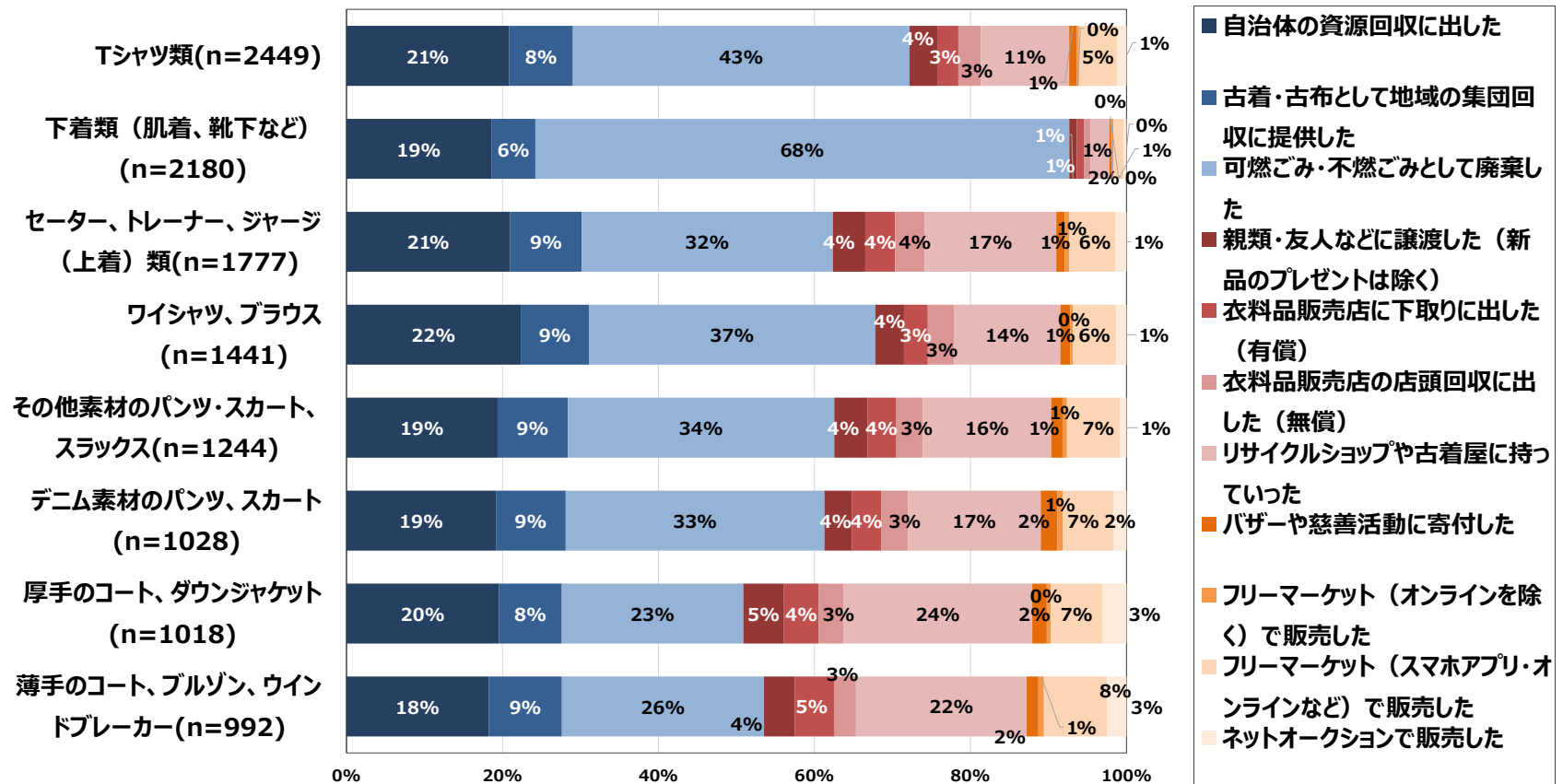
実施団体（7団体）	事業名
青山商事株式会社	サステナブルファッション・プラットフォーム「oHOHo（オホホ）CYCLE PROJECT」
株式会社ビームス	循環型ファッションモデル実証事業
株式会社BIOTECHWORKS-H2	～EKOBE（エコベ）CLOSET to FUTURE～ 循環ファッションモデル実証事業 ―衣料資源から地域エネルギーへ―
株式会社フレーベル館	リユースの輪で子どもたちの遊びを応援！着替えレンタル『しゅらみい』の循環型事業
合同会社CYKLUS	衣類の回収・リペア・リユースによる地域内循環と日本版リペアカフェの実証事業
特定非営利活動法人とよなか市民環境会議アジェンダ21	子ども服リユース「おゆずりぐり」 ～市民団体と行政の協働による使用済み子ども服の取組みの拡充と発展～
認定特定非営利活動法人中部リサイクル運動市民の会	環境と福祉の連携による、使用済衣類の循環を通じた「地集地活」事業

2. 衣類の「回収」に関する現状

生活者の衣類の排出に対する意識

- ・循環型ファッションの推進においては、生活者は衣類を大切に使用し、排出する場合には「資源である」という認識から適切な排出方法を選択することが求められる。
- ・生活者へのアンケート調査の結果、衣服は「可燃ごみ・不燃ごみとして廃棄」される割合が高く、資源としての回収への協力や、自主的なリユースの取組の実施の割合は低い水準にある。

衣服の種類別 最も利用頻度の高い手放した方法



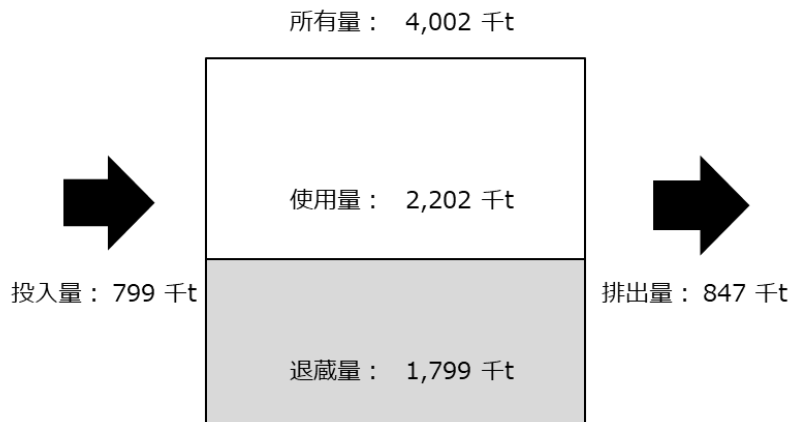
（注）2024年1月～12月の1年間で手放した服について、服の種類別に、最も利用頻度が高い手放した方法を調査。15種類の衣服のうち、回答数の多かった8種類を集計。

（出所）環境省「令和6年度循環型ファッションの推進方策に関する調査業務 報告書」

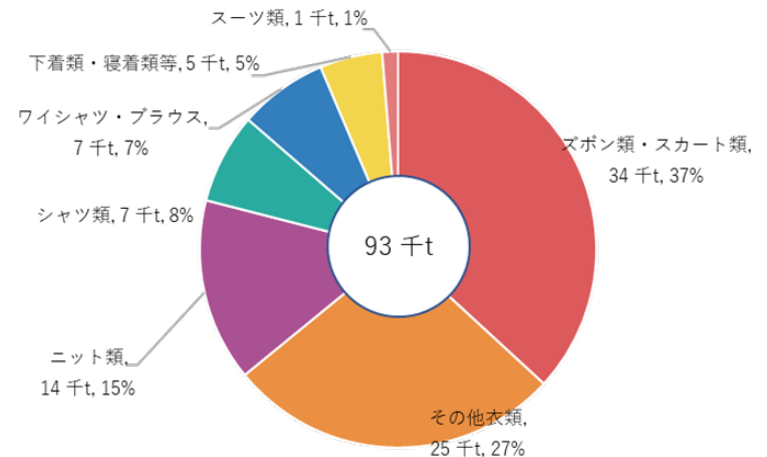
生活者の衣類のストックに関する現状

- 生活者の衣類のストック（所有量、使用量、退蔵量）の状況は、衣類の排出状況と密接に関係する。
- 家庭に投入された衣類（中古品として入手されたものを除く）を対象としたストック調査を実施したところ、2023年において**所有する新品衣類の約45%が退蔵している**と推計され、**リユース・リサイクルのポテンシャルがあること等が明らかになった。**
- また、家庭から可燃ごみ・不燃ごみとして廃棄される衣類のうち、ひどい汚れ・損傷ではない理由で廃棄されている衣類にリユースポテンシャルがあると仮定した場合、**約93千tにリユースポテンシャルがあると推計**され、生活者の意識変容によってリユースが促進されることが期待される。

新品として入手された衣類の 投入量・排出量・ストック量(2023年)



廃棄（可燃・不燃）される衣類の リユースポテンシャル種別内訳(2023年)



(注1) いずれも消費者アンケートの分析結果及び、家庭への衣類（中古品として入手したものは除く）の投入量（推計値）に基づき推計。

(注2) 左図では、使用者が普段使用している衣類の量を「使用量」、使用者が普段使用しなくなったにもかかわらず、手放されていない衣類の量を「退蔵量」、使用者の使用有無にかかわらず、所有している衣類の量を「所有量」としている。なお、家庭から排出された衣類は、「廃棄（可燃・不燃）」、「廃棄（資源回収）」、「集団回収」、「下取り」、「店頭回収」、「リユース」のいずれかの方法で手放されると想定。

(注3) 右図では、「廃棄（可燃・不燃）」で手放された衣類のうち、「シミや黄ばみ等の汚れが目立つようになったため」「ちぢみ、やぶれ等の損傷があるため」等のひどい汚れ・損傷ではない理由で手放されている衣類にリユースポテンシャルがあると仮定し、推計。

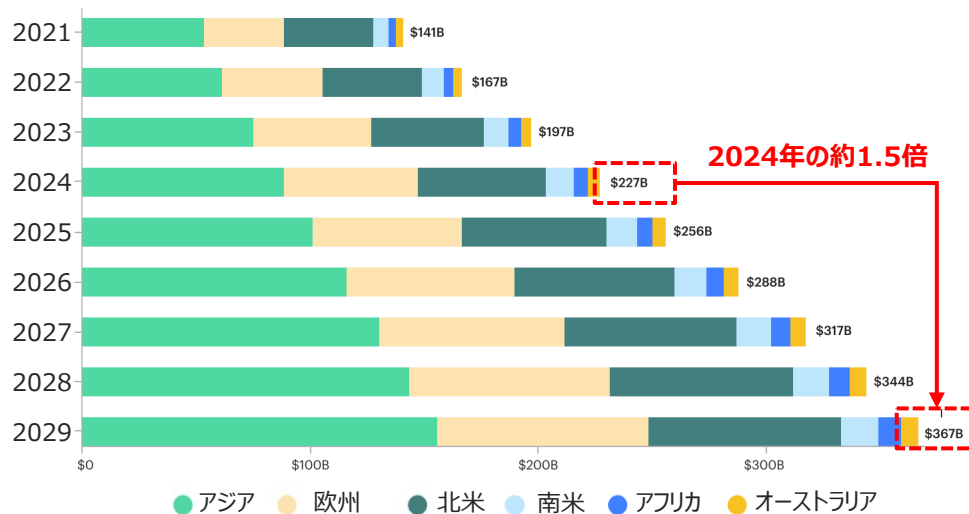
(注4) 当該調査ではデータ入手可否等の観点から新品として入手された衣類（新品で店舗等から入手した衣類）を推計の対象としており、リユースされた中古衣類は推計の対象外とした。

(出所) 環境省「令和6年度循環型ファッションの推進方策に関する調査業務 報告書」

衣類のリユース市場の動向

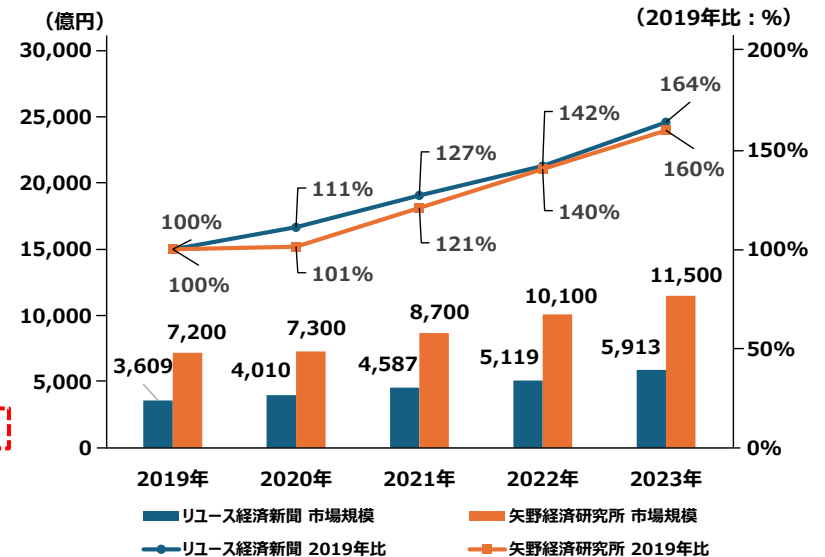
- 世界のファッションリユース市場は、2029年までに3,670億ドルに達すると予測されており、**世界の衣料品市場全体の成長速度の2.7倍の速さで拡大する見込み**と言われている。
- 国内のファッションリユース市場についても、近年市場規模が拡大傾向**にあり、従来の「古着屋」だけでなく、国内大手アパレル企業による自社ブランドのリユースショップの展開がはじまっている。

世界のファッションリユース市場規模の推移



(出所) 米国ThredUP社“Resale Report 2025” (<https://www.thredup.com/resale>)
(最終閲覧日: 2025年10月5日) を基に作成

国内のファッションリユース市場規模推移



(出所) 矢野経済研究所「ファッションリユース市場に関する調査を実施 (2024年)」
(https://www.yano.co.jp/press-release/show/press_id/3584)
(最終閲覧日: 2025年10月10日) および、リユース経済新聞「リユース市場データブック 2024」を基に作成
(注釈) 両調査は調査方法・対象が異なり、数値を単純比較できないことに注意。

自治体・事業者等による衣類回収の類型

- 衣類の回収方法は、自治体が実施する「**行政回収**」、PTAや自治会等の地域コミュニティが実施する「**集団回収**」、アパレル企業やリユースを目的とする事業者が実施する「**店頭回収**」の3種類に大別される。
- それぞれの回収方法は、実施主体だけでなく、回収頻度や衣類を排出できるタイミング・場所、排出可能な衣類の種類等の特徴に差異があり、**生活者にとっての利用のしやすさや、集まる衣類の性質が異なる**。

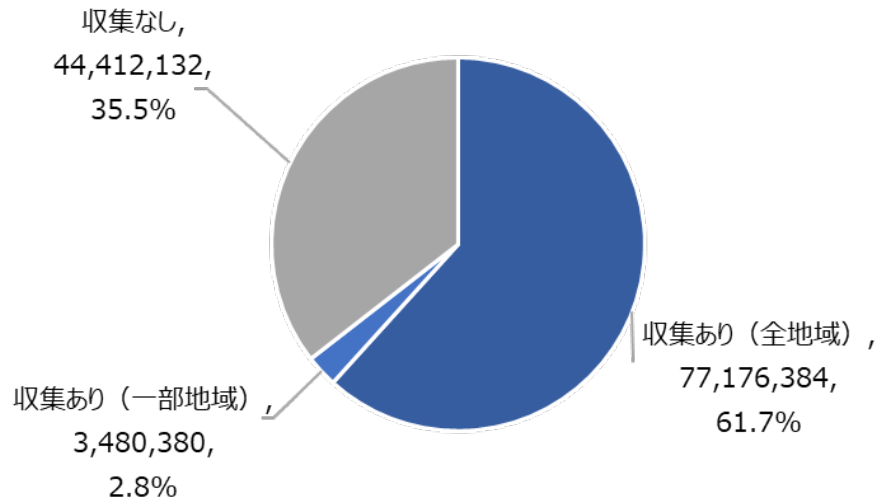
自治体・事業者等による衣類回収の類型と概要

	行政回収	集団回収	店頭回収
実施主体	自治体	地域コミュニティ (例：自治会や子ども会、PTA、地域活動協議会や地域のNPO等)	事業者 (例：アパレル企業やリユースを目的とする事業者等)
具体的な回収方法	【ステーション回収】 住民が決められた集積所に排出した衣類を回収する方法 【戸別回収】 住民が自宅前に排出した衣類を回収する方法 【拠点回収】 住民が役所・環境事務所等に持ち込んだ衣類を回収する方法	【定期的な回収】 行政回収と同様、定期的にステーション回収・戸別回収を行う方法 【不定期な回収】 実施主体が回収を行う特定の日時・場所を定め、排出された衣類を回収する方法	【ボックスでの回収】 小売店舗の店頭や商業施設内等に回収ボックスを設置して回収する方法 【手渡しでの回収】 生活者が店員に直接手渡しで回収する方法
特徴・備考	✓ あくまで再利用可能なものを前提とし、汚れている・濡れているもの等は対象外となることが多い。 ✓ 収集曜日は、自治体内でも居住地区によって異なる場合が多い。また、紙類、または資源物全体とあわせて、収集曜日が設定されることが通例。	✓ 住民の資源循環の意識醸成を目指し、「資源ごみ」の集団回収に対して、回収対象ごとに回収量に応じた奨励金（例：6円/kgなど）を自治体が交付する例も多い。 ✓ 自治体によっては「コミュニティ回収」と呼称している場合がある。	✓ 回収対象としては、衣服の品目・状態による制限のほか、特定の企業・ブランドの製品に限る場合がある。 ✓ 店員に直接手渡しで回収する方法では、回収を実施している企業・ブランドで利用可能なクーポンやポイントを付与する場合がある。

行政回収の実施状況

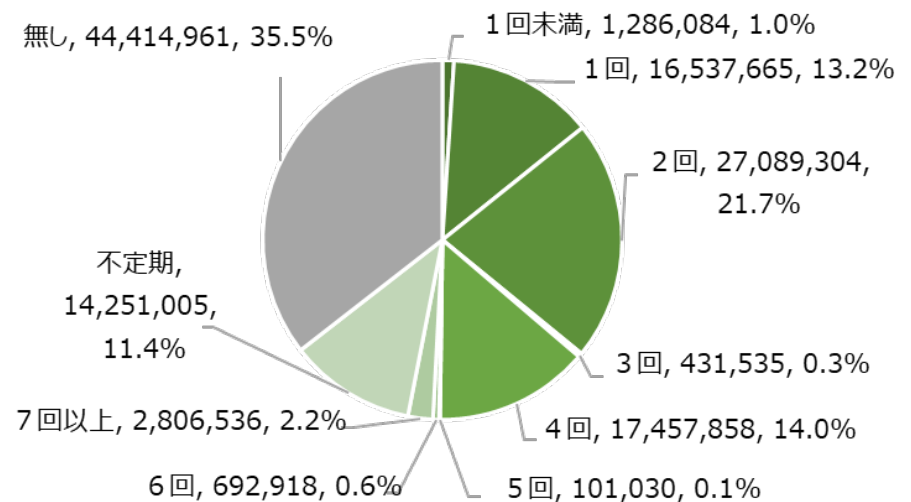
- 全国1,741市区町村のうち、行政回収を全地域で行っているのは**952市区町村（人口比61.7%）**、一部地域で行っているのは**42市区町村（人口比2.8%）**。収集を行っていないのは**747市区町村（人口比35.5%）**である。
- 月あたりの収集回数は、「**1回未満**」～「**2回**」が**663市区町村（人口比35.9%）**と多く、収集回数が週1回以上である「**4回**」～「**7回以上**」は、187市区町村（人口比16.8%）となっている。
- 収集による資源化量（直接資源化量+中間処理後再生利用量）は合計**120,864トン**、集団回収量は**52,837トン**（令和5年度実績）である。

布類の収集状況（カバー人口、人口比）



（出所）環境省「令和5年度一般廃棄物処理実態調査（令和7年3月）」を基に作成

1か月の収集回数（カバー人口、人口比）

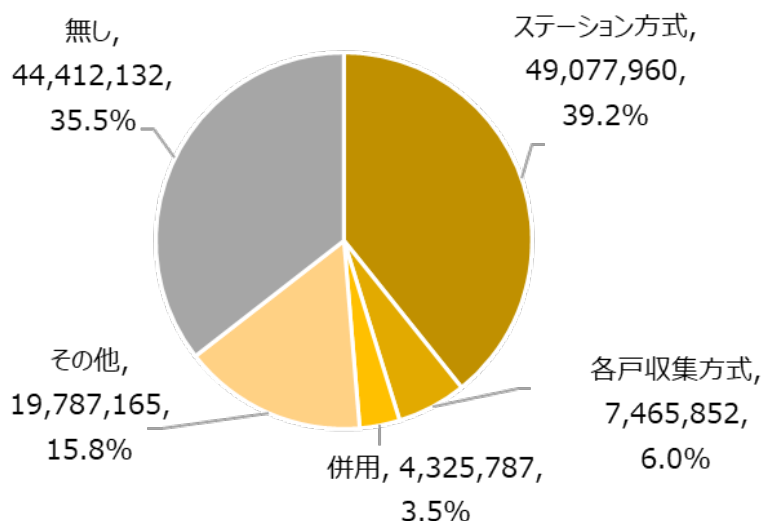


（出所）環境省「令和5年度一般廃棄物処理実態調査（令和7年3月）」を基に作成

行政回収の収集方式

- ・収集方式別では、「ステーション方式」を採用する市区町村が**689市区町村（人口比39.2%）**と最も多い。
- ・1人あたりの資源化量を、収集方式・収集回数別に比較すると、「**各戸収集方式**」が多い傾向にある。

収集方式（カバー人口、人口比）



（出所）環境省「令和5年度一般廃棄物処理実態調査（令和7年3月）」を基に作成

1人あたりの資源化量（収集方式・収集回数別）

■ 収集回数×収集方式別の1人あたりの布類の資源化量（中央値）

	ステーション方式	各戸収集方式	併用	(N数合計)
1回未満	477	#N/A	1,168	34
1回	1,596	2,837	2,356	306
2回	1,782	4,589	1,375	278
3～4回	1,989	1,902	708	128
5回以上	600	0	1,942	27
不定期	571	#N/A	98	25
(N数合計)	689	51	58	798

■ 収集回数×収集方式別の1人あたりの布類の資源化量（平均値）

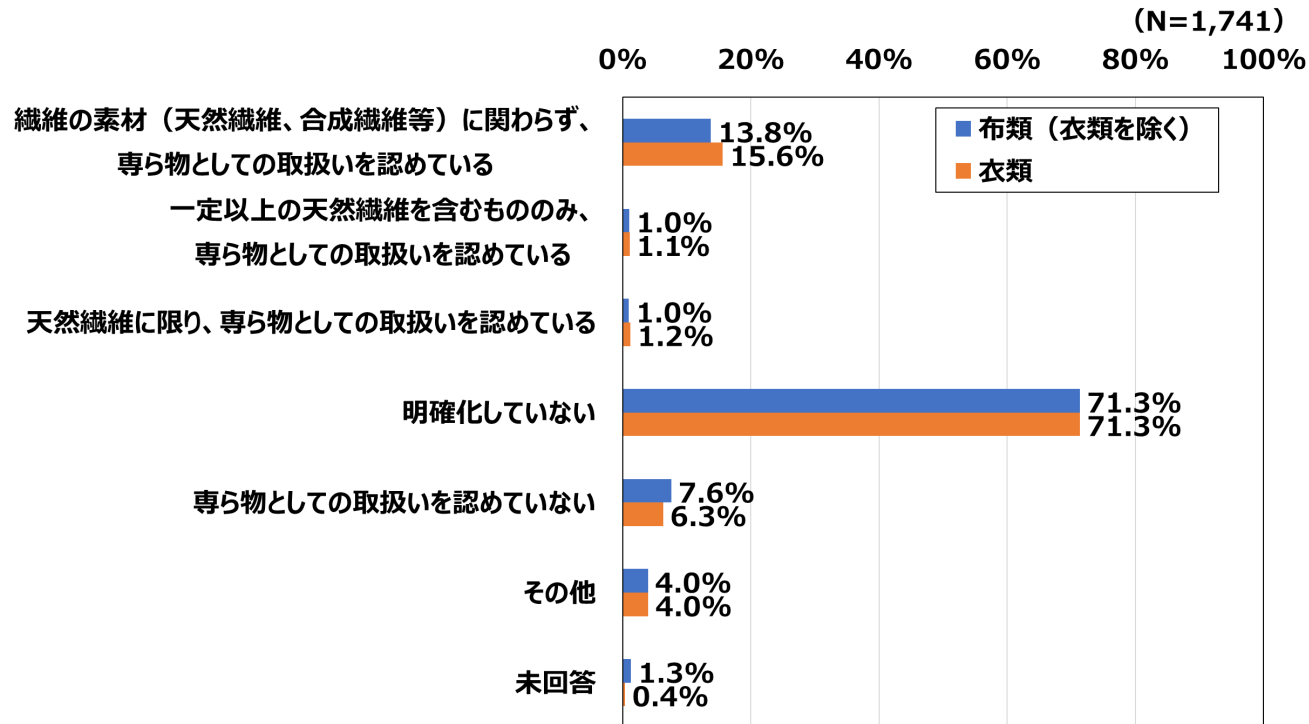
	ステーション方式	各戸収集方式	併用	(N数合計)
1回未満	851	#N/A	1,168	34
1回	1,959	2,678	2,533	306
2回	2,041	3,664	1,760	278
3～4回	2,041	2,550	1,521	128
5回以上	1,007	237	1,942	27
不定期	771	#N/A	98	25
(N数合計)	689	51	58	798

（出所）環境省「令和5年度一般廃棄物処理実態調査（令和7年3月）」を基に作成
 （注記）収集回数が「3回」「4回」「5回」「6回」「7回以上」はそれぞれまとめて集計を実施。
 「#N/A」は該当する市区町村が存在せず、「データ無し」を示している。
 収集方式が「その他」、収集回数が「無し」の市区町村は除外して集計している。

専ら再生利用の目的となる一般廃棄物（専ら物）に関する判断について

- 一般廃棄物に該当する使用済み衣類を収集・運搬するには、廃棄物処理法に基づき、市町村長の許可を受けなければならないが、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物（いわゆる「専ら物」）のみの収集又は運搬を業として行う者はこの限りではない、とされている。
- 自治体における「布類（衣類を除く）」「衣類」の専ら物としての取扱い状況について、「布類（衣類を除く）」「衣類」とともに、**専ら物としての取扱いを「明確化していない」が1,242市区町村（71.3%）と最も多く、**次いで「繊維の素材に関わらず、専ら物としての取扱いを認めている」が多くなっている。

布類（衣類を除く）・衣類の専ら物としての取扱い



自治体における専ら物の取扱いの判断事例

- 自治体への聞き取りの結果、衣類の専ら物としての取扱いについて、衣類の回収を行う団体による**再生ルートの確保状況等を基に判断されているケース**が確認されている。
- 一方、専ら物の判断は個別事例ごとに検討されており、明確な線引きが難しい等の課題意識も確認されている。

衣類の専ら物としての取扱いに関する判断事例

A市

- ✓ 排出する市民目線の分かりやすさを優先し、**化学繊維も含み、専ら物としての取扱いを認めている。**
- ✓ 一般家庭から排出されることを大前提とし、処理・再生できるルートが確立されているかを判断基準としている。なお、専ら物も廃棄物に変わりないため、引き渡し先の資源物業者と、その売却先の故繊維事業者に訪問し、処理状況を確認している。

B市

- ✓ **化学繊維も含み、専ら物としての取扱いを認めている。**
- ✓ 小売店などによる回収の場合、再生ルートが構築されているか（施設の有無、持込先の所在地等）を基に判断している。具体的には、再生ルートに沿った衣類・金銭の動きについて、聞き取り、もしくは資料提出いただき、判断している。
- ✓ 判断においては、インターネット等の公開情報と事業者からの提供情報を確認している実態であり、故繊維事業者に関する情報が限定的であることが課題である。

C市

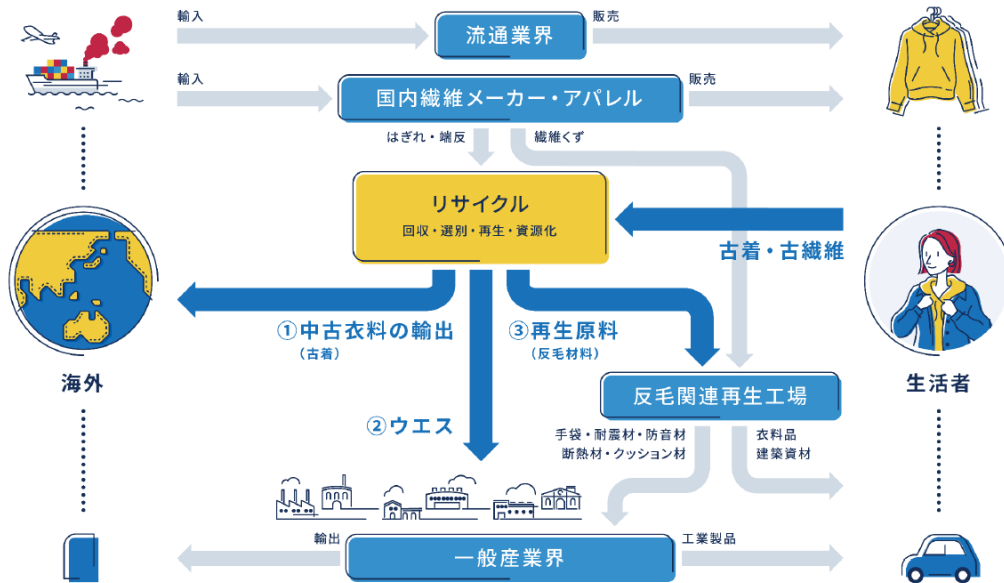
- ✓ 天然繊維については専ら物として認めており、**化学繊維に関する専ら物の判断は「明確にはしていない」が、実態としては専ら物として扱われている。**
- ✓ 一般廃棄物の収集運搬の許可を持たない事業者から、「ボタンやファスナーなどの付属物が含まれる場合の（専ら物として取り扱える）比率」について問合せがあるが、明確に回答できていないことが課題である。

3. 衣類の「分別・繊維再生」に関する現状

使用済衣類の選別、再利用、再生利用等の現状

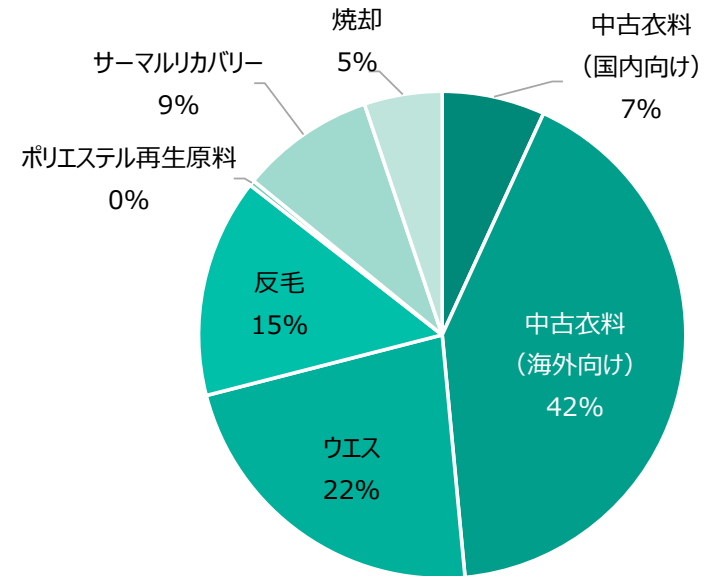
- 衣類が「分別・繊維再生」の段階に至るまでには、排出者である生活者、衣類回収を担う自治体・事業者等に加え、選別・リユース・リサイクルを担う故繊維事業者等、再生品（中古衣料品・ウエス・反毛等）を買い取る事業者など、多くのプロセス・ステークホルダーが存在する。
- 循環型ファッションの推進においては、資源循環の入口となる回収量の増加・効率化に加え、**適切な再資源化の実施、および再生品（再生繊維等）を活用する受け皿の確保について、両輪で検討することが重要**と考えられる。
- 故繊維事業者による選別後の処理割合は、事業収益性の観点から、中古衣料としての活用が最も多く（約 5 割）、約 1 ～ 2 割がリユース・リサイクルされずに焼却・サーマルリカバリーに回されている。

繊維リサイクルの資源循環図



(出所) 環境省作成

故繊維事業者による選別後の処理割合

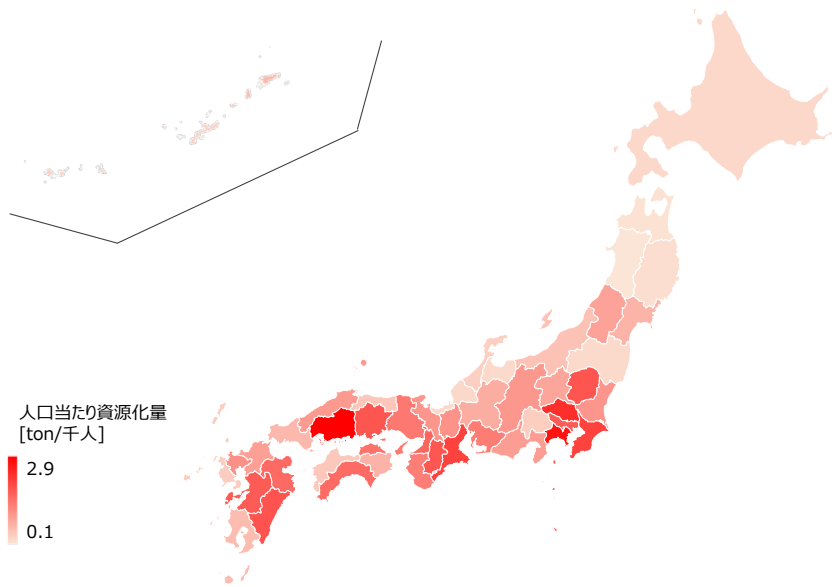


(出所) 環境省調査。2023年10月～11月に実施した故繊維事業者を対象にしたアンケート調査（回収数：101 社）の結果を踏まえ、処理方法別の取扱量を集計したもの。（その他・未選別を除いた集計結果）

故繊維事業者の地域偏在の傾向

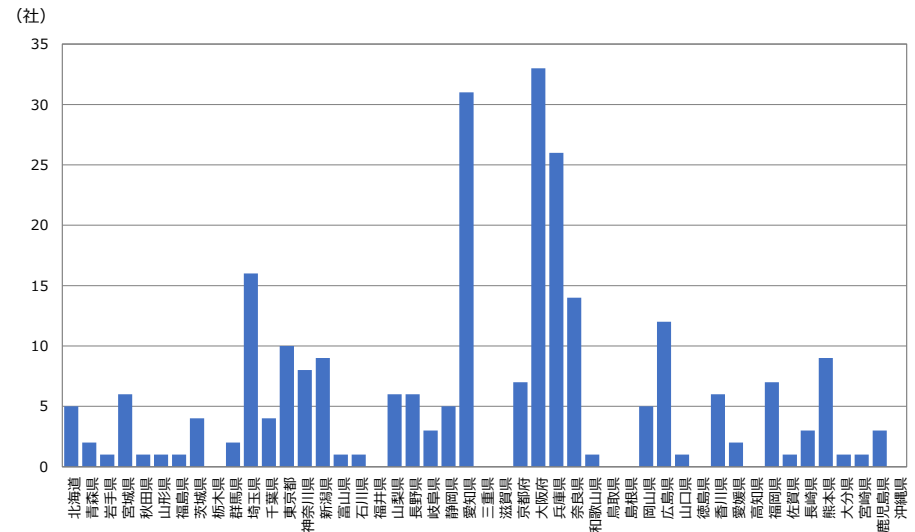
- 行政回収は回収した故衣料品の引受先があることで成り立っており、近隣に故繊維事業者等の事業者が存在しない自治体は回収が難しいが、実際には**事業者の立地に地域偏在がある傾向**が指摘されている。
- 都道府県別の布類の資源化の状況を確認すると、例えば北海道・東北・北陸等の地域は、人口当たりの資源化量が相対的に少ない傾向にあり、故繊維事業者の立地の傾向と照らし合わせて、偏在状況が概ね一致することが確認される。
- 故繊維事業者への聞き取りの結果、事業者が回収を行う地理的範囲は採算性を考慮して検討されている例が多く、遠方であるほど輸送コストが高く、対応が困難となる。

都道府県別の布類の資源化の状況



（出所）環境省「令和5年度一般廃棄物処理実態調査（令和7年3月）」を基に作成。
資源化状況は、人口に対する一般廃棄物処理実態調査の資源化量（直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量）を都道府県別に集計している。

故繊維事業者の立地の傾向



（出所）事業者は、①各自治体が「廃棄物再生事業者登録制度」に基づいて登録・公表している事業者の名簿、②業界団体の会員名簿、③令和5年度に実施した事業者アンケートの回答企業（101社）を基に整理した結果であり、網羅的でない点には留意が必要である。

- ## 手放された衣類の素材別割合（行政回収）

繊維の種類	割合
4種類以上	25%
3種類	19%
綿	12%
ポリエステル	10%
綿/ポリエステル	8%
綿/ポリウレタン	4%
ポリエステル/レーヨン	1%
毛	2%

- 22

繊維to繊維リサイクルの実現に向けた事業者の取組状況

・「繊維to繊維リサイクル」の実現に向けて、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）におけるバイオものづくり革命推進事業をはじめとして、各企業が技術開発等に取り組んでいる。

NEDO「バイオものづくり革命推進事業」における混紡品のリサイクル技術開発

採択テーマ	繊維 to 繊維の資源循環構築の実現に向けた研究開発・実証
実施予定先	帝人フロンティア株式会社、倉敷紡績株式会社、東レ株式会社、日清紡テキスタイル株式会社、日本毛織株式会社、公益財団法人地球環境産業技術研究機構

（出所）NEDO「「バイオものづくり革命推進事業」第3回公募実施予定先一覧」（<https://www.nedo.go.jp/content/800029822.pdf>）最終閲覧日：2025年9月24日

繊維to繊維リサイクルに向けた企業の取組例（単一素材のケミカルリサイクル）

実施主体	手法	リサイクル対象	概要・特徴
帝人フロンティア(株) ¹	DMT法	ポリエステル繊維	✓ 解重合やエステル変換反応によって再生ポリエステルを重合する。 ✓ 本手法を用いた循環型リサイクルシステム「エコサークル」を2002年に立ち上げ、2018年まで製品の回収を実施している。
	新BHET法	ポリエステル繊維	✓ 無色透明のPETボトルのリサイクル手法（BHET法）に新たに開発した解重合触媒を用いることで、着色されたポリエステル繊維からも再生ポリエステルの製造を可能にした。 ✓ DMT法より工程数が少なく、エネルギー消費量を減らすことができる。 ✓ 2022年5月に松山事業所内にパイロットプラントを設置、実証試験を行っている。
(株)JEPLAN ²	BRING Technology™	ポリエステル繊維	✓ 解重合や脱色・精製等によって再生ポリエステルの重合する。 ✓ 解重合に用いるエチレングリコールをプロセス内で再利用することができる。 ✓ 2017年より年間1,000トンの生産能力を持つ北九州響灘工場の稼働を開始している。
	Rewind™PET	PET 製品	✓ 解重合や高度な精製プロセスによって高純度なBHETモノマーから再生PETを製造する。 ✓ 2020年にIFP Energies nouvelles社（仏）、Axens社（仏）と業務提携し、2023年に準商用レベルの設備を稼働、2024年10月より商用展開を開始している。
東レ(株) ³	漁網to漁網リサイクル	漁網	✓ 廃棄漁網を原料とするナイロン樹脂を一部に活用し、バージン材料とそん色ない物性を持つ漁網用再生ナイロンの原糸を開発した。 ✓ 2024年4月から廃棄漁網由来成分を一部使用した再生ナイロンの繊維の販売を開始。

（出所）1 帝人フロンティア プレスリリース(2022年5月) (<https://www2.teijin-frontier.com/news/post/120/>)

2 JEPLAN 事業紹介 (<https://www.jeplan.co.jp/technology/fashion/>)、プレスリリース(2024年10月) (<https://www.jeplan.co.jp/2024/10/25/16425/>)

3 東レ プレスリリース(2023年8月) (<https://www.toray.co.jp/news/article.html?contentId=whpls531>)、事業紹介 (<https://www.andplus.toray/about/>)

いずれも最終閲覧日：2025年10月2日

4. 衣類の「設計・製造、販売」に関する現状

衣類の製造・販売に関するEUの政策動向

- ・欧州では、エコデザイン規則（2024年7月施行）により、**環境配慮設計**や**消費者への情報提供**、**未販売製品の廃棄禁止**等が定められている。また、**繊維製品の拡大生産者責任**に関する欧州統一ルールの制定が進んでいる。

環境配慮設計・情報提供・未販売製品の廃棄禁止

○持続可能な循環型繊維戦略（2022年3月発表）

- EU域内で販売される繊維製品について、2030年までに、耐久性があり、リサイクル可能で、リサイクル繊維を大幅に使用し、危険な物質を含まず、労働者の権利などの社会権や環境に配慮したものとする目標を掲げる¹。

○エコデザイン規則（2024年7月施行）

- エコデザインのための要件として、耐久性、修理可能性等の要件を設定する（第5条1項）²。
 - 具体的な規制の内容は、製品グループごとに委任法令によって設定される²。繊維・アパレル製品は2027年を目途に設定予定。ただし履物は2027年末までに別途調査を実施し、再検討の予定³。
- 上記の要件や製品情報（例：主要な製品特性、環境フットプリント等）に関する情報を、デジタル製品パスポートを通じて消費者に提供することを要求（第9～15条）²。
- 売れ残った繊維・アパレル製品（履物を含む）の廃棄の禁止を、大企業は2026年7月19日から、中規模企業は2030年7月19日から開始（第25条、附属書VII）²。

拡大生産者責任に関するルール制定

○拡大生産者責任の付与に関する統一ルールの制定

- 2025年2月、欧州理事会と欧州議会は、繊維製品に関する拡大生産者責任について、統一ルールを設ける旨の欧州廃棄物枠組み指令改正案について暫定合意した⁴。
 - 今後、同改正案が正式に施行された場合、加盟国は施行後20カ月以内に国内法化、施行30か月後（零細企業については42か月後）に適用を開始する⁵。
- 対象事業者⁵：欧州域内に製品を供給する製造・輸入事業者
 - 対象製品⁶：衣類（使い古したもの(worn clothing)を含む）、ブランケット、リネン類、カーテン、帽子、靴 ※いずれも家庭向け
 - 加盟国は、上記の対象製品の製造事業者に対し、以下をカバーするための貢献金を支払う義務を付与する⁵。
 - リユースのための分別回収、リユースの準備やリサイクルを目的とした分別回収
 - 都市混合ごみの組成調査
 - 上記製品の持続可能な消費・排出抑制等に関する情報収集、しかるべき機関への報告
 - 繊維 to 繊維の拡大に向けた研究開発費用の支援
 - 加盟国は、対象事業者に対して、分別回収やリユース・リサイクルの実施に関する消費者向けの情報提供等を義務付ける⁵。

（出所） 1 JETRO HP「欧州委、持続可能な繊維戦略を発表、ファストファッションは時代遅れと批判」 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/04/a5dc1b749bd99990.html>（最終閲覧：2025年10月1日）

2 "Regulation (EU) 2024/1781 of the European Parliament and of the Council of 13 June 2024 establishing a framework for the setting of ecodesign requirements for sustainable products, amending Directive (EU) 2020/1828 and Regulation (EU) 2023/1542 and repealing Directive 2009/125/EC" <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2024/1781/oj/eng>

3 欧州委員会 "COMMUNICATION FROM THE COMMISSION Ecodesign for Sustainable Products and Energy Labelling Working Plan 2025-2030" <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:52025DC0187>

4 欧州理事会ウェブサイト "Council and Parliament agree to reduce food waste and set new rules on waste textile"（2025年2月19日）

5 欧州委員会 "Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directive 2008/98/EC on waste waste (COM(2023) 420 final)"（

6 欧州委員会 "Annex to the Directive of the European Parliament and of the Council amending Directive 2008/98/EC on waste (COM(2023) 420 final)"（最終閲覧：2025年10月1日）

ファストファッション対策に関する動向

・フランスでは、**ウルトラ・ファストファッションによる悪影響の抑制**を目的とした法案の審議が進められている。また、欧州連合で関税制度の見直しが検討されるなど、環境面等に懸念のある安価な製品の流入を防ごうとする動きが見られる。

国・地域	動向
フランス 	ウルトラ・ファストファッション対策を目的とした法案の審議が進行¹ ■ ウルトラ・ファストファッションによる環境・社会への悪影響の抑制等を目的とした法案が2024年1月に国民議会へ提出された。同法案は上院・下院で一度ずつ可決され、2025年10月現在、下院において2度目の検討が進められている。 ➢ ウルトラ・ファストファッションの定義は「新品の製品の使用期間または寿命を短縮させる結果をもたらす産業上および商業上の慣行」であり、その具体的な判断基準は今後政令により規定（第1条）。 ■ 同法案が可決された場合、以下の義務等が付与される。 ➢ 情報表示義務（第1条）：ウルトラ・ファストファッションを提供する者は、オンライン販売ページ等に、製品のリユース・修理・リサイクル等を奨励するメッセージや、製品の社会的影響に関する情報等を表示しなければならない。 ➢ 拡大生産者責任制度の強化（第2条）：各事業者が支払う拡大生産者責任スキームに対する貢献金の額を、各事業者の持続可能性を考慮して調整する。追徴金を設定し、製品1つあたり5ユーロ（2025年）から10ユーロ（2030年）に増額予定。 ➢ 宣伝の禁止（第3条）：2026年1月より、ウルトラファストファッションにおける製品の販売に関する広告や、ウルトラファッションを利用するブランドを直接または間接的に宣伝する広告は、衣類・家庭用リネン・靴の過剰生産が環境保護および地球温暖化対策の目標を損なう限り禁止する。 ➢ インフルエンサーによる宣伝の禁止（第3条の2）：2026年1月1日より、電子的手段による商業的影響力を行使する者が、ウルトラ・ファストファッションの宣伝を行うことを禁止する。違反の場合100,000ユーロ以下の行政罰を課す。 ➢ 欧州域外から通信販売で2kg未満の小包を輸入する配送行為に対する2～4ユーロの課税（第8条）
欧州連合 	欧州域外から流入する少額の小包に対する負担額の増額 ■ 欧州委員会は、安価だが安全面・環境面に懸念のある商品がEU域外から大量に流入していることへの対策として、E-コマースを通じて欧州圏内に輸入される150ユーロ未満の小包に対する関税免除措置を停止し、個人宅宛の小包に対して1件あたり2ユーロの負担金を設ける提案を行った²。 ■ 欧州繊維産業連盟は、EU域外から流入するウルトラ・ファストファッションへの対策として、上記の措置を早期に実現することを求める共同文書を公開した³。

（出所） 1 フランス議会HP “Le Gouvernement a engagé la procédure accélérée sur ce texte le vendredi 8 mars 2024” https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/16/dossiers/impact_environnemental_industrie_textile（最終閲覧日：2025年10月1日）
2 欧州議会HP “EU targets low-value imports via e-commerce platforms(2025年7月9日)” <https://www.europarl.europa.eu/topics/en/article/20250708STO29516/eu-targets-low-value-imports-via-e-commerce-platforms>（最終閲覧日：2025年10月1日）
3 欧州繊維産業連盟HP “European textile and clothing federations mobilize against ultra fast fashion (2025年9月16日)” <https://euratex.eu/news/european-textile-and-clothing-federations-mobilize-against-ultra-fast-fashion/>（最終閲覧日：2025年10月1日）

衣類の廃棄削減に繋がる製造・販売の取組

- 衣類の大量生産・大量廃棄を見直す潮流を受け、アパレルメーカー・小売では、**廃棄削減に繋がる製品設計**や、**リペア・ケアを促す取組**、**シェアリングの取組**が進んでいる。

	取組の方向性	取組概要
廃棄削減に 繋がる 製品設計の 取組例	易リサイクル設計	製品における素材の複合化がリサイクルのハードルとなっていることから、生地や付属品等を単一素材で設計する製品が開発されている。 ^{1,2}
	易リペア設計	製品が破損した際に生活者自身やアパレルブランドのリペアセンターによって、リペアしやすい部品開発等の取組が進んでいる。 ³
	長期使用可能な製品の製造	使用による消耗劣化や機能性の低下を抑制した素材開発が進み、アパレルメーカーでの採用も進んでいる。 ⁴
リペア・ケアを 促す取組例	リペアサービスの提供	リペア専門業者だけでなく、アパレルメーカー・小売においても、店舗への持ち込みや郵送等による、リペアサービスが広がっている。 ^{5,6}
	リペア・ケアの情報発信	生活者自身で手入れ・リペアするための情報を動画等により発信する取組 ⁷ や、洗濯機メーカーと連携し、衣類洗濯に最適な洗濯コースを監修する取組 ⁸ がある。
	定期的な点検・補修サービス	製品販売後、定期的に製品の点検し、必要に応じて補修を実施するサービスを提供するアパレルメーカーが存在する。 ⁹
シェアリング の取組例	シェアリングサービスの展開	トレンドや季節に合ったファッションアイテムをシェアリングするサービスの展開が、アパレルメーカーや小売事業者で拡大している。 ^{10,11}

(出所) 1 株式会社良品計画「無印良品「素材に還るフリース」シリーズ 10アイテム発売」https://www.ryohin-keikaku.jp/news/2025_0917_01.html (最終閲覧: 2025年10月10日)

2 アイトス株式会社「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」に準拠した「易リサイクル設計」ワークウェアを新発売」<https://www.aitoz.co.jp/release/20250723.php> (最終閲覧: 2025年10月10日)

3 YKK株式会社「繊維製品の長寿命化に向けた「リペア対応シリーズ」商品を展開～VISLON® ファスナー用リペア対応エレメント販売開始～」https://www.ykk.com/newsroom/g_news/2024/20240912.html (最終閲覧: 2025年10月6日)

4 東レインターナショナル株式会社「TORAIN」<https://www.torain.toray.jp/products/> (最終閲覧: 2025年10月6日)

5 株式会社ユニクロ「RE.UNIQLO STUDIO」<https://www.uniqlo.com/jp/ia/special-feature/re-uniqlostudio> (最終閲覧: 2025年10月6日)

6 株式会社エドウィン「Re:dwin 修理・修繕サービス」https://edwin.co.jp/topics/sustainability_redwin.html (最終閲覧: 2025年10月6日)

7 バタゴニア「バタゴニアのウェダーのお手入れと修理」<https://www.patagonia.jp/guides/care-repair/wader-wash-care-and-repair/> (最終閲覧: 2025年10月6日)

8 パナソニック株式会社「ダウンジャケットも手軽にホームクリーニング」<https://panasonic.jp/wash/contents/downjacket.html> (最終閲覧: 2025年10月10日)

9 三陽商会「100年オーナープラン」<https://store.sanyo-shokai.co.jp/blogs/pages/sc-100nen-owner> (最終閲覧: 2025年10月6日)

10 株式会社大丸松坂屋本店「AnotherADressHP」<https://www.anotheraddress.jp/> (最終閲覧: 2025年10月6日)

11 ストライプインターナショナル「メチャカリHP」https://mechakari.com/?utm_source=faq.mechakari.com&utm_medium=footer (最終閲覧: 2025年10月6日)

繊維由来の再生材を使用した衣類製造の動向

- ・循環型ファッションの実現に向けては、**繊維から再生された繊維がアパレル等における衣類製造に活用され、循環の輪が閉じる**ことが望ましい。
- ・アパレル等における再生材使用を促す制度・枠組みが整備される中、国内外の事業者の取組も進みつつある。

再生材使用を促す制度・枠組み

○Global Recycle Standard (Textile Exchange)

- ・2002年に創設されたNPO団体であるTextile Exchangeは、業界標準となる複数の国際認証規格を提供。Global Recycle Standard (GRS) においては、リサイクル素材の含有率に関する基準が設けられており、20%以上がリサイクル素材であることが適合要件となる。
- ・国内外で認証企業数が増加しており、135の日本企業が認証を取得している（2025年10月6日時点）。^{1,2}

○「廃棄物を発生させる製品の環境に関する品質と特性に関する消費者への情報提供の義務に関する政令」(フランス)

- ・フランスでは、同政令に基づき、リサイクル可能性やリサイクル素材の利用率などに関する情報の公開が義務化されている。複数の対象製品の1つとして、衣類が位置付けられている。³

国内外の事業者の取組

○海外事業者の取組

- ・米国のCirc社は、綿・ポリエステル製品をセルロース繊維原料とポリエステル繊維原料に再生するケミカルリサイクル技術を開発。フランス・EUの支援を受け、世界初の産業規模の工場を建設予定である。⁴
- ・日本でも、国内アパレルメーカーがCirc社の再生繊維を採用した衣類を販売する事例がある。⁵

○国内事業者の取組

- ・国内繊維メーカーによって、製造時の裁断片や生活者から回収した使用済み衣類に反毛・紡績技術を施、繊維に再生する取組を通じて、デニム製品やタオル等の再生製品が製造する事例がある。⁶

(出所) 1 Textile Exchange「Global Recycled Standard Implementation Manual 4.2」 [Microsoft Word - GRS-v4.1-Implementation-Manual.docx](#) (最終閲覧：2025年10月3日)

2 Textile Exchange「Find a Certified Company」のデータベースより、「GRS」を取得した認証企業のうち、日本企業の数を集計。 [Find a Certified Company - Textile Exchange](#) (最終閲覧：2025年10月6日)

3 JETRO「2023年1月からリサイクル素材の利用率などの情報提供を義務付け」 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/11/147a98cead18376d.html> (最終閲覧：2025年10月3日)

4 Circ社HP「Circ to build \$500 million cotton, polyester recycling plant in France」 [Circ to build \\$500 million cotton, polyester recycling plant in France — Circ](#) (最終閲覧：2025年10月3日)

5 株式会社ユナイテッドアローズ「日本ブランド初、綿・ポリエステルの両素材を繊維資源として再生する米国発Circ社のリサイクル技術を使用したウィメンズニット」 <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000251.000003197.html> (最終閲覧：2025年10月6日)

6 クラボウ「Loopplus 事例紹介」 <https://www.loopplus-kurabo.com/vision/#partners> (最終閲覧：2025年10月6日)

(参考資料)

家庭に投入された衣類を対象としたストック調査

- ・2024年度、家庭に投入された衣類（中古品として入手したものを除く）を対象としたストック調査を実施。
（調査対象年は2023年と設定）
- ・ストック調査において、ストック量を把握した衣類区分は以下の通り。

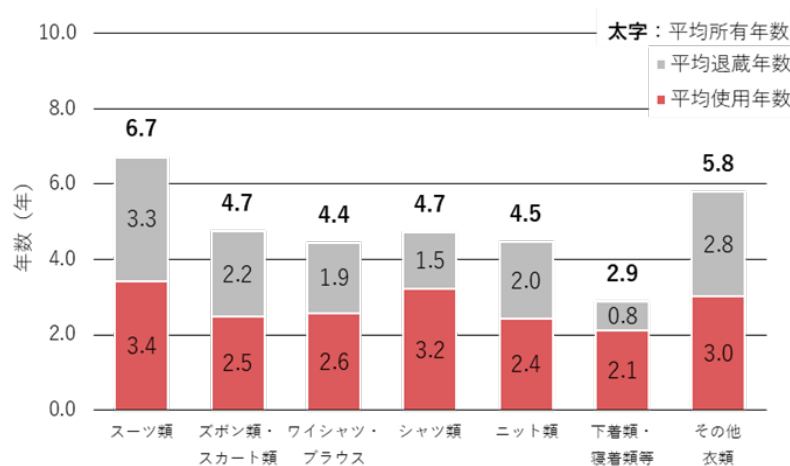
分類		衣類の内訳
1	スーツ類	タキシード・モーニング、スーツ用の上衣、スーツ用のズボン・スカートを含む。
2	ズボン・スラックス・スカート類	スーツ用以外のズボン、スカート、パンツ（裾丈の変化を伴う）、キュロットスカートを含む。
3	ワイシャツ・ブラウス	ワイシャツ及びブラウスの全てをいい、半袖の襟たて仕立てのものも含む。
4	シャツ類（ポロシャツ、Tシャツ等）	開襟シャツ、ポロシャツ、ラグーシャツ、ヘンリーネックシャツ、ハイネックシャツ、Tシャツ、丸首シャツ、Vネックシャツ、スプリングシャツ、ランニングシャツ、タンクトップの他、シンガレット等も含む。
5	ニット類（セーター・カーディガン・ベスト类等）	毛その他の糸で編まれた、かぶり式のプルオーバーであるセーター、前をボタンなどで掛けるか前を留めないボレロ風のウェアであるカーデガン、プルオーバー・ベスト、オープン・ベスト等を含む。
6	パンツ類・その他の下着・補整着・寝着類	パンツ類には、パンツ、ブリーフ、トランクス、ショーツ、パンティ、ステテコを含む。 その他の下着には、スリッパ、キャミソール、ビスチェ、ブラトップ、ペチコートなど成年女子用及び少女用の下着が該当。 補正着には、ガードル、ブラジャー、ウエストニッパー、ボディスーツ、オールインワン、スリーインワン、コルセット等を含む。 寝着類は、パジャマ、ネグリジェ、ナイトガウン、腹巻を含める。
7	その他衣類	上記に含まれない、その他の衣類。 例えば、コート類、アンサンブル、（スーツ以外の）ジャケット及びブレザー、ドレス、ワンピース、水着、学生服、制服・作業服・事務服等。

（注）但し、グラフ等においては、「ズボン・スラックス・スカート類」を「ズボン類・スカート類」、「シャツ類（ポロシャツ、Tシャツ等）」を「シャツ類」、「ニット類（セーター・カーディガン・ベスト类等）」を「ニット類」、「パンツ類・その他の下着・補整着・寝着類」を「下着類・寝着类等」と呼称。

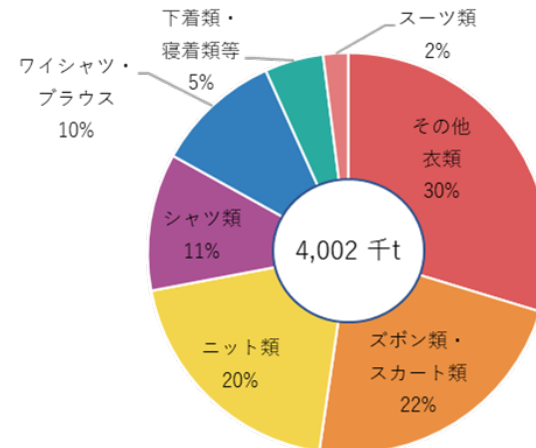
各種衣類における平均所有年数・平均使用年数と所有量

- ストック調査では、消費者アンケートに基づき、新品として入手された各種衣類の平均所有年数、平均使用年数を推計。また、平均所有年数から平均使用年数を差し引くことで、平均退蔵年数も推計している。**衣類の種別ごとに平均所有年数・平均使用年数・平均退蔵年数等にも差異がある**ことが分かる（「スーツ類」は平均所有年数が長い、「パンツ類・その他の下着・補整着・寝着類」は平均退蔵年数が短い等）。
- また、衣類種別ごとに、2023年末における、新品として入手された衣類の所有量も推計。全体の内訳としては、「その他衣類」が最も多く、次いで「ズボン・スラックス・スカート類」、「ニット類（セーター・カーディガン・ベスト类等）」と推計されている。

各種衣類における平均所有年数・平均使用年数



2023年末における衣類の所有内訳



(注1) 左図は消費者アンケートの分析結果に基づき推計。右図は消費者アンケートの分析結果及び、家庭への衣類（中古品として入手したものは除く）の投入量（推計値）に基づき推計。

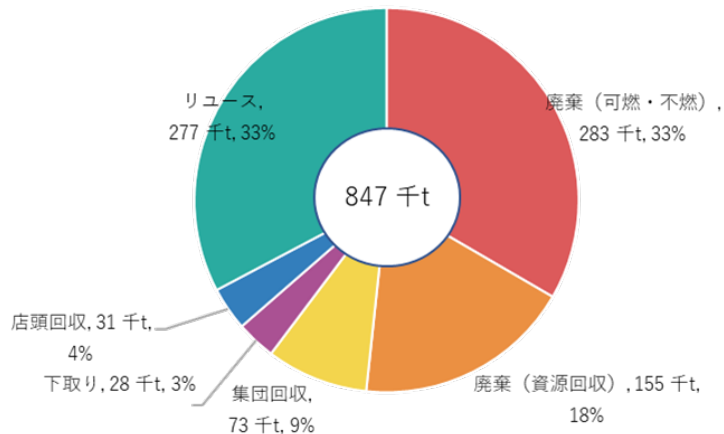
(注2) 当該調査ではデータ入手可否等の観点から新品として入手された衣類（新品で店舗等から入手した衣類）を推計の対象としており、リユースされた中古衣類は推計の対象外とした。

(出所) 環境省「令和6年度循環型ファッションの推進方策に関する調査業務 報告書」より

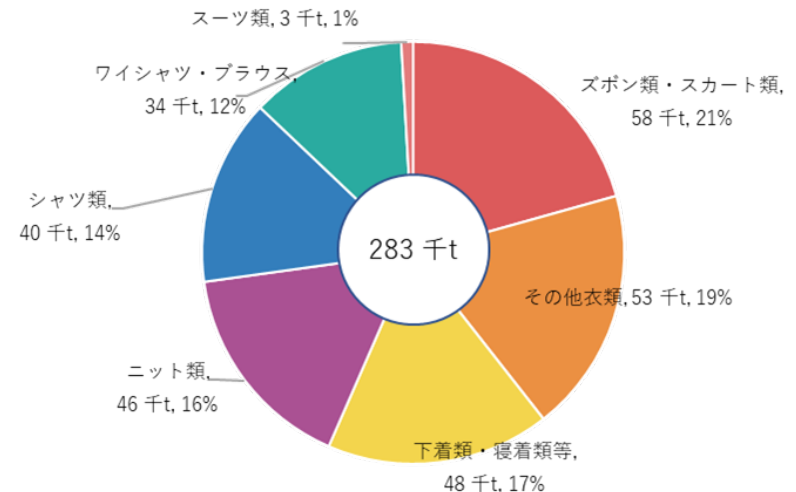
衣類を手放す手段と廃棄（可燃・不燃）される衣類の内訳

- 2023年に排出された衣類（中古品として入手したものを除く） 847千t の排出の手段の内訳として、「**廃棄（可燃・不燃）**」、「**リユース**」、**それ以外の各種回収（廃棄（資源回収）、集団回収、下取り、店頭回収）の合計が、それぞれ約3分の1ずつを占めると推計された。**
- また、「**廃棄（可燃・不燃）**」される衣類の種別内訳を見れば、「**スーツ類**」を除く各種衣類が10～20%程度含まれていると推計された。

衣類を手放す手段



廃棄（可燃・不燃）される衣類の種別内訳



（注1）いずれも消費者アンケートの分析結果及び、家庭への衣類（中古品として入手したものは除く）の投入量（推計値）に基づき推計。

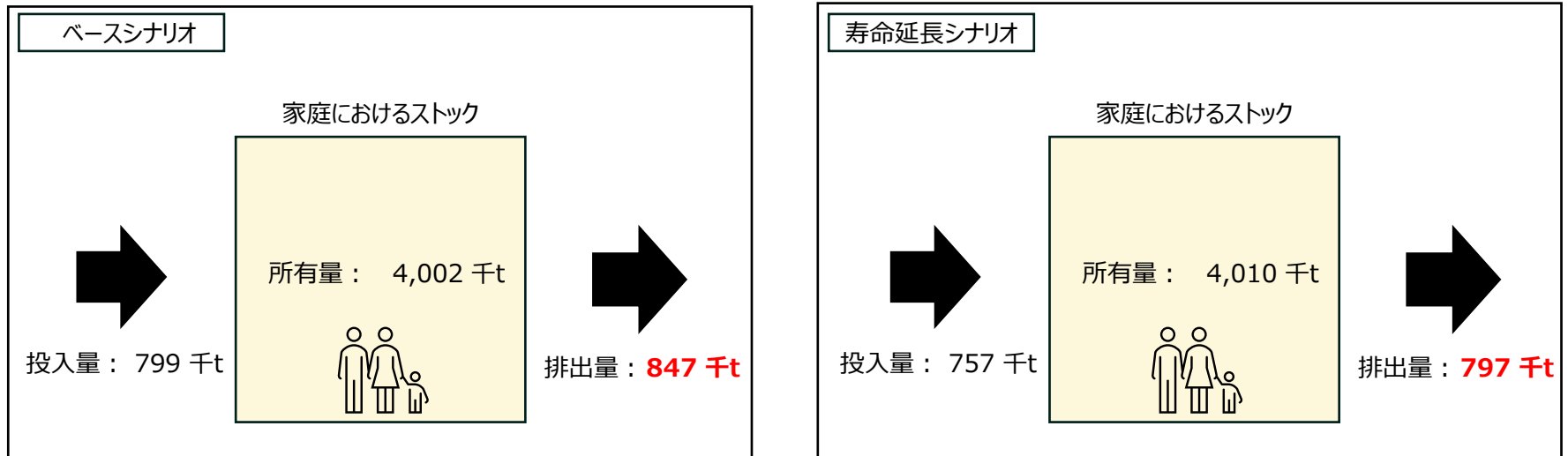
（注2）当該調査ではデータ入手可否等の観点から新品として入手された衣類（新品で店舗等から入手した衣類）を推計の対象としており、リユースされた中古衣類は推計の対象外とした。

（出所）環境省「令和6年度循環型ファッションの推進方策に関する調査業務 報告書」より

参考データ：③稼働率向上・寿命延長に向けた取組の拡大

- 家庭における衣類（中古品として入手したものを除く）のストック量の調査において、使用年数が1年延長する「寿命延長シナリオ」による排出量への影響を評価した。
- 寿命延長シナリオではベースシナリオと比べて、投入量が42千t（約5%）、排出量が50千t（約6%）減少すると推計された。また、寿命の延長により、衣類の所有量は増加し、4,010千トンとなる（約0.2%の増加）と推計された。
- 本推計を踏まえると、消費者の行動変容によって、寿命延長シナリオが実現すれば、所有量は微増するものの、社会における衣類の使用量を変えずに、手放される衣類量の減少につなげることが期待できる。
- ただし、本推計は社会全体で使用される、新品として入手された衣類量が一定という仮定のもと成り立っている（詳細次頁）。そのため、今ある手持ち衣類を大切に使うだけでなく、必要以上の衣類の購入を抑える等（あまり着用する見込みがなく、すぐに退蔵・廃棄してしまうような衣類の購入を抑える等）も併せて啓発していくことが重要になる。

各シナリオにおける2023年の衣類の投入量・排出量・ストック量（所有量）



（注1）両図共に消費者アンケートの分析結果及び、家庭への衣類（中古品として入手したものは除く）の投入量（推計値）に基づき推計。

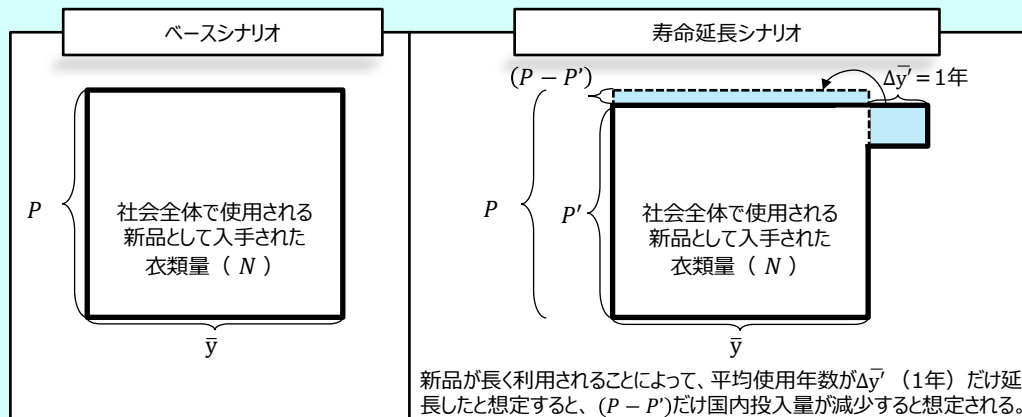
（注2）本推計では、データ入手可否等の観点から新品として入手された衣類（新品で店舗等から入手した衣類）を推計の対象としており、リユースされた中古衣類は推計の対象外とした。

（注3）なお、推計値は、いずれも仮想的な定常状態を想定して推計している。

参考データ：③稼働率向上・寿命延長に向けた取組の拡大

寿命延長効果の推計方法（家庭における衣類のストック量の調査）

- ベースシナリオ¹と寿命延長シナリオの2つを比較。寿命延長シナリオでは、**2023年に行動変容が起きて、入手してから時間が経ちすぎている衣類（ここでは家庭に投入されてから10年以内の衣類（家庭が所有する衣類の約9割）²と定義）において、平均使用年数が1年延長されたと仮定。**
 - 具体的には、社会に投入されてから10年以内の衣類において、**2023年のみ、平均使用年数が1年延長されたワイブル分布に従って残存・排出されると仮定。**
 例）2020年に投入された衣類は、2020年～2022年は、従来の寿命分布に従って排出されるが、2023年のみ、平均所有年数が1年延びたワイブル分布に従って、排出される。そのため、従来の寿命分布では、投入から3年経過すると投入量に対して例えば10%が排出されていたが、延長した寿命分布では、投入量から3年経過すると投入量に対して9%が排出される等、**2023年の排出量が変化。**
 - また、当該衣類は、使用年数の延長に伴い**所有年数も1年延長と想定**（退蔵年数に変更はないと仮定）。
 - なお、本シナリオに用いたワイブル分布の**b（形状パラメータ）はベースシナリオに用いた分布と同様と仮定。**
- また、社会全体で使用される、新品として入手された衣類量が一定と仮定する場合、**衣類の寿命が延長すると、新品として入手される衣類の量（国内投入量）は減少することが想定**される（以下図）。そこで、ベースシナリオと寿命延長シナリオで推計対象年末の衣類使用量が同一となるように、**寿命延長シナリオにおいて、2023年の国内投入量を補正した。**



※着色部分、太線枠内の面積はそれぞれ等しい

- N : 社会全体で使用される新品として入手された衣類（着）
- P : ベースシナリオにおける平均国内投入量（着／年）
- $\bar{y}$: 新品として入手された衣類の平均使用年数（年）
- P' : 寿命延長シナリオにおける平均国内投入量（着／年）
- $\Delta \bar{y}$: 寿命延長シナリオで延長した、入手してから比較的新しい衣類の平均使用年数（年）

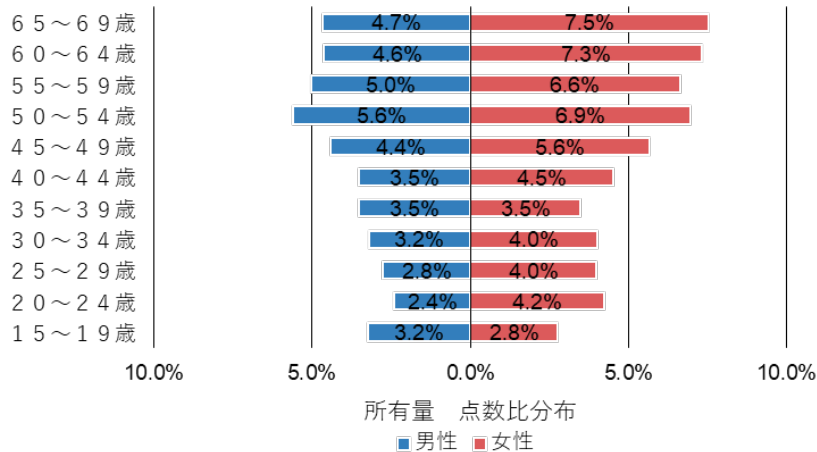
（注1）ベースシナリオ：ストック調査において推計された各種新品衣類における平均所有年数（ワイブル分布）に基づいて、衣類が排出されるシナリオ

（注2）ベースシナリオにおいて、対象衣類（2014年～2023年までに投入された衣類）が、2023年末に社会で所有されている衣類に占める割合は、重量ベースで約89%。

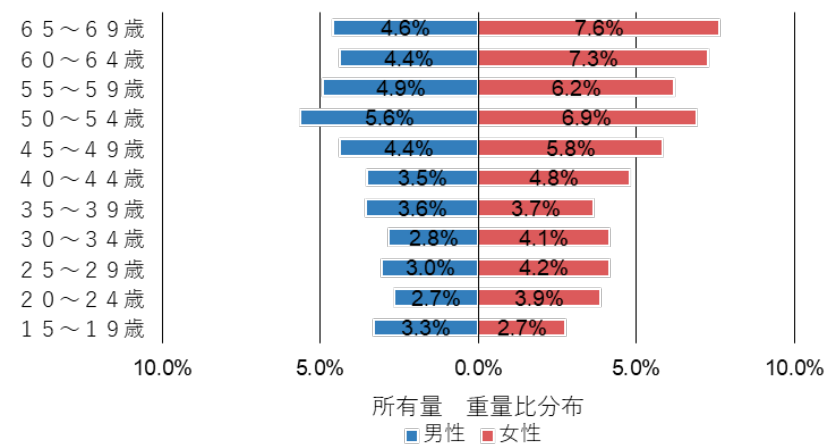
属性別衣類の所有構成比

- 各属性における衣類（中古品として入手したものを除く）の所有構成比をみると、点数ベース、重量ベースの両推計で男性に比べて女性の所有量の方が多い傾向が確認された。
- また、年代別に見ると、男女ともに50代、60代の衣類所有量が多い傾向が確認されており、15歳から69歳までの男女の中では、特に60代の女性の所有量が最も多いと推計された。
- また、男性は20代から50代に至るまで、所有構成比が上昇する傾向であるのに対し、女性は20代前半から30代後半にかけて所有構成比が減少傾向となり、その後60代にかけて上昇する傾向が確認された。

各属性における衣類の所有構成比 （点数ベース推計）



各属性における衣類の所有構成比 （重量ベース推計）



（注1）いずれも消費者アンケートの分析結果に基づき推計。

（注2）本推計では、15～69歳の男女を母集団としており、各属性の合計は100%。

（注3）本推計ではデータ入手可否等の観点から新品として入手された衣類（新品で店舗等から入手した衣類）を推計の対象としており、リユースされた中古衣類は推計の対象外とした。

(参考) 属性別衣類の所有量構成比 推計方法

- ・消費者アンケートの予備調査として実施した、衣類種別・男女別・5歳階級別の衣類所有枚数に関する結果を活用。各属性ごとに、各回答選択肢における衣類枚数を考慮して加重平均^{注1}し、当該属性における平均所有衣類枚数を推計。
- ・15歳～69歳の男女を母集団とした際の人口構成比^{注2}で重みづけすることで、衣類種別に15歳～69歳の男女を母集団とした各属性の所有構成比（点数ベース）を推計。さらに、別途推計した衣類種別の平均重量を加味することで所有構成比（重量ベース）も推計した。
- ・これに、2023年末における、衣類の所有量の衣類種別内訳を組み合わせ、属性別衣類の所有構成比を推計した。

消費者アンケート予備調査の概要

調査方法	■ インターネットアンケート調査					
調査実施対象	■ 日本在住の15歳以上の男女 ※調査の結果、回答者の最高年齢階級は65～69歳で、70代以上の結果は得られなかった。					
調査品目	■ 全7種類の衣類 ・スーツ類 ・シャツ類（ポロシャツ、Tシャツ等） ・ズボン・スラックス・スカート類 ・ニット類（セーター・カーディガン・ベスト類等） ・ワイシャツ・ブラウス ・パンツ類・その他の下着・補整着・寝着類 ・その他衣類					
調査対象数	■ 2,060サンプル ※うち、有効回答 ^{注3} は1786。有効回答における細分類属性（男女別5歳階級別）のサンプル数平均は81（最小68、最大107）					
調査期間	■ 2024年12月10日					
主な設問	■ あなたが所有する各種衣類の枚数について教えてください。 ・1枚 ・6～7枚 ・15～19枚 ・30～34枚 ・45～49枚 ・60枚以上 ・2～3枚 ・8～9枚 ・20～24枚 ・35～39枚 ・50～54枚 ・持っていない。 ・4～5枚 ・10～14枚 ・25～29枚 ・40～44枚 ・55～59枚					

(注1) 選択肢が幅を持つ数値の場合、その中間値を採用して加重平均を行った。

(注3) 不良サンプル（すべて持っていないと回答している回答者）の回答を除外したものを有効回答とした。

(注2) 総務省「人口推計」の2023年における15～69歳の男女人口を基に推計。